平成２２年（フ）第８９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番105―815号
債務者　都島舞台設備こと　松本　敏明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６号
大阪府高槻市松川町24番１号
債務者　小川　健二
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４５号
大阪市北区中津６－８―21―1110、住民票上の住所神戸市垂水区南多聞台２丁目２番３―301号
債務者　桝一　隆治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　確
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５２号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目２番18号
債務者　辻仲　正太
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６８号
大阪市中央区松屋町９番20号　ローレルステート松屋町1406
債務者　塚原　昌子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２１号
大阪市鶴見区今津中２丁目４番７―1005号
債務者　大木　義明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地28　登アパート201号、申立時の住所鹿児島県奄美市名瀬大字小宿1602番地
債務者　港川あゆみ（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２３８号
埼玉県所沢市三ケ島２丁目894番地
債務者　新井　俊雄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３９号
埼玉県所沢市三ケ島２丁目894番地
債務者　新井　ヒサ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２０年（フ）第７４号
熊本県八代市郡築四番町76番地２
債務者　中村　直人
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３３号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目16番17号
債務者　金澤由貴子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３６号
函館市美原５丁目18番11号
債務者　長内　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
函館市田家町11番４―104号
債務者　梶原　令子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
岩手県一関市中央町２丁目９番14号
債務者　吉家　武夫
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５１号
山形市十日町１丁目７番13―402号　県営十日町アパート
債務者　高橋　千春
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
山形県東村山郡山辺町大字大寺823番地
債務者　東海林恵治
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９７号
山形市小白川町１丁目10番１号
債務者　浦安　洋子（旧姓矢代）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
山形地方裁判所民事部